船橋市一般競争入札【総合評価型】令和７年度の主な変更点

（１）評価細目について

①企業の施工能力：「船橋市における不誠実な行為等」の点数について

過去２年間に指名停止処分ありの場合、一律-4 点の評価から**指名停止月数×-1 点（最大-4 点）**の評価に変更します。

※対象となる指名停止措置が複数ある場合は、当該指名停止期間を累積して、評価点を算出する記載を追加。（1 カ月に満たない場合は、切り上げとする。）

②-1 企業の施工能力：船橋市発注工事の過去３カ年度間の「業種：〇〇」での工事成績評定平均点

②-2 配置予定技術者の能力：船橋市発注工事の過去４カ年度間の「業種：〇〇」での工事成績評定点

上記②-1、-2 の項目について波線の下線を追記します。

工事で技術者の途中交代があった場合は、従事期間が最も長い技術者のみを評価する。（余裕期間制度を用いた工事の場合は、配置を要しない期間を除く。）**ただし、工場製作を含む工事において工場製作期間と現地据付期間で配置技術者を分けて従事した場合は、現地据付期間の技術者の経験を評価する。**

（２）ガイドラインについて

１１．その他　（２）配置技術者等の変更について波線の下線を追加します。

配置技術者、若手技術者及び女性技術者の変更は原則認めない。ただし、やむを得ない理由により変更しなければならない場合は、交代前後で技術者に係る点数の合計点が減少しない者を配置しなければならず、また、発注者の承認が必要である。再評価の基準日は、配置技術者が変更となった時点とする。

ただし、本人の妊娠・出産により変更せざるを得なく発注者の承認を得た場合は、再評価を行わない。